

要 望 書

全国市議会議長会は、平成25年度地方税財政対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成24年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 齋 藤 賢 一
(二本松市議会議長)

1. 地方一般財源総額の確保について

基礎自治体である市は、社会保障や教育など住民生活に直結した様々な行政サービスを提供している。

少子高齢化による社会保障関係費の増嵩をはじめ財政需要が急増する中、地方自治体が持続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、地方一般財源総額の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保

地方財政計画に、社会保障関係費の自然増など増嵩する財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。

また、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより必要額を確保すること。

2. 財源保障機能及び財源調整機能の強化

地域間の財政力格差を是正し、人々の暮らしを支える公共サービスを提供するため、地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能を強化すること。

3. 地方交付税の算定等を通じた確実な財源措置

財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講じること。

また、景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置すると約束した地方債の元利償還に対する地方交付税措置は確実に履行すること。その際、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を、地方交付税や臨時財政対策債とは別に地方特例交付金などで措置すること。

4. 「地方共有税」の導入

国の一般会計に計上されている地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

5. 地方交付税・地方財政計画の透明化等

地方交付税の簡素・透明化を図り、各地方自治体の地方交付税見積額及び単位費用の積算根拠等について早期に具体的な情報を提供すること。

また、地方財政計画に関する情報について、早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進めること。

6. 国の制度改革等に伴う財政措置

国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改革に当たっては、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担が生じることのないようにすること。

2. 都市税源等の充実強化について

地方自治体が持続的かつ安定的に社会保障や教育などの行政サービスを提供するためには、地方一般財源総額を確保するとともに、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分を見直し、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の小さい地方税体系の構築

地方が担う事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

2. 環境関連税制の導入に係る地方税財源の確保等

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けるなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

また、自動車重量税及び自動車取得税の税率については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。

3. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な財源であることを踏まえ、均等割を引き上げること。

なお、個人住民税の年金特別徴収については、手続きの簡素化等を図る観点から、仮徴収を廃止するなど徴収方法を見直すこと。

(2) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。

特に、商業地等にかかる固定資産税の負担水準を当該年度の評価額の70%を上限としていることや、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(3) 法人住民税は、極めて重要な税源であることから、均等割の税率の引上げなどの充実強化を図ること。また、法人住民税の還付加算金の割合を引き下げること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

4. 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

基地交付金・調整交付金は、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その増額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

(1) 政令指定都市については、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に即した税制上の特例措置を設けること。

(2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

6. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

7. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

8. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

3. 地方債資金の確保等について

厳しい地方財政の状況の下、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方債資金の確保

地域住民の生活に直結した社会資本等の整備を計画的に推進するため、廃棄物処理施設や社会福祉施設等の施設整備に係る地方債資金を確保すること。

また、地域の自立や活性化に資する地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2. 公債費負担対策の延長等

公債費負担の縮減を図るため、平成24年度までの措置とされている公的資金の補償金免除繰上償還を平成25年度以降も延長するほか、引き続き対象要件の緩和措置を講じるとともに、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3. 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

4. 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

4. 地方公営企業に対する財政措置の充実強化について

地方公営企業は、交通、病院、上・下水道など地域住民の生活に密着した事業を行っているが、各公営企業の経営環境は極めて厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2. 地方公営企業に対する財政措置の充実強化

厳しい経営状況にある公営交通事業及び自治体病院事業の経営基盤強化のため、各地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置の充実強化を図ること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置の充実強化を図ること。

5. 国庫補助負担金改革について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って見直すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

また、市町村向けの国庫補助金等の一括交付金化に当たっては、市町村の意見を十分踏まえた慎重な検討が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 市町村向けの国庫補助金等の一括交付金化について

市町村向けの国庫補助金等の一括交付金化については、年度間によって事業費の変動が大きい等の課題があることから、市町村の意見を十分踏まえ、慎重に検討を行うこと。

また、一括交付金化の対象外となる国庫補助金等については、使途の拡大や手続きの簡素化を図ること。

2. 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

3. 国庫補助負担金の廃止・一般財源化等

国庫補助負担金については、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って見直し、補助負担率を引き下げるのではなく、あくまでも国庫補助負担金そのものを廃止し、一般財源化すること。

特に、地方自治体の事務として同化・定着・定型化しているものについては、廃止し、一般財源化すること。